

資料 7

川西市参画と協働のまちづくり推進条例第13条に基づく
基本計画の策定にかかる答申

平成24年10月

川西市参画と協働のまちづくり推進会議

はじめに

川西市では、平成22年10月に川西市参画と協働のまちづくり推進条例が施行されました。

これは、自治・分権の時代を迎え、これまでは行政が主体になって行ってきた領域であっても、市民一人ひとり、地域の自治会やコミュニティ、NPOやボランティアなどが主体になって、あるいは行政と連携して取り組むことで、より効果的で効率的な、市民満足度の高いサービスの提供が可能になると思われることから、市民等と行政がともに手を携えて、参画と協働のまちづくりに取り組んでいくためには、両者がその基本理念などを共有しながら進めていく必要があると考えられたためです。

そして、今、日本は歴史上で初めての人口減少社会に突入しています。残念ながら、この全国的な傾向と軌を一にして、川西市の人口減少と急速な高齢化は進んでいきます。さらに生産年齢人口は既に減少し続けており、財政状況の改善は見込めない状況となっています。

そういった状況の中で、これまでの右肩上がりの社会を前提として設計された様々な制度は、早急かつ大胆な見直しが必要となっています。それは、川西市に住む人びとのセーフティネットを守るため、川西市はしっかりとその責務を果たし、地域に生きる人々は積極的に新たな地域の公共空間を再構築する仕組みを作り上げること、すなわち「参画と協働のまちづくり」を進めることです。

では、市民等と行政がともに手を携えて、参画と協働のまちづくりに取り組んでいくためには、具体的にどのような仕組みが必要なのでしょうか。

条例第14条には、市民公益活動の支援や協働を進めるための基本的な施策として、情報共有、人材育成・支援、意識啓発などが記されています。

川西市の特性として、南北に細長い地形であり、それぞれの地域の成り立ちや特性も様々で、たとえば、小学校区ごとにみると高齢化の状況や抱える課題も様々です。それだけに、参画と協働による課題解決手法も地域によって違うはずです。

提言する施策については、全市一斉というものだけではなく、地域性を踏まえたもの、また多

様性を認めなければいけないということは、大原則になるでしょう。

昨年度、川西市では第5次総合計画に位置付ける地域ビジョンの策定のため、概ね小学校区で地域別懇談会を開催し、地域住民と一緒に地域課題や地域資源の洗い出しやありたい姿の検討を行いました。今後、総合計画に位置付ける地域別構想は、現在、検討中の地域分権制度のビジョンにもなります。

この答申には、地域ごとに立てたビジョンの実現に向けて、具体的な地域分権の制度の仕組み、制度はどういうものが望ましいのかという基本的な方向性も盛り込んでいますので、今後、仕組みの検討を進めるにあたっては、この方向性に沿ったものになることを望みます。

平成24年10月

川西市参画と協働のまちづくり推進会議

会 長 岩 崎 恭 典

目 次

第1章 計画策定にかかる基本的認識	1P
1 計画の根拠	1P
2 計画策定の時代背景	1P
(1) 地域社会を取り巻く環境の変化	1P
(2) 「地域力」への期待	2P
3 計画期間	2P
第2章 計画策定にかかる基本的な考え方	3P
1 3つの基本理念と目指す姿	3P
第3章 川西市の現状と課題の認識	4P
1 市民	4P
2 市民公益活動団体	4P
3 事業者	4P
4 市	5P
第4章 基本施策の展開について	6P
1 推進項目について	8P
(1) 情報共有の仕組みづくり	8P
(2) 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり	8P
(3) 意識啓発の仕組みづくり	8P
2 パイロット事業について	9P
(1) 地域カルテの作成	10P
(2) ラウンドテーブルの開催	10P

(3) 市民協働提案事業の創設	11P
-----------------	-----

(4) 市民活動センターとボランティア活動センターの連携強化	12P
--------------------------------	-----

第5章 参画と協働のまちづくりにかかる取組状況の評価・検証	13P
-------------------------------	-----

第6章 地域分権制度の構築に向けて	14P
-------------------	-----

1 地域分権制度検討にあたっての基本的姿勢について	14P
---------------------------	-----

2 地域自治における組織・担い手について	14P
----------------------	-----

3 地域分権制度の受け皿組織について	14P
--------------------	-----

4 合意形成と責任について	15P
---------------	-----

5 地域情報の共有について	15P
---------------	-----

6 地域分権にかかる権限や財源について	15P
---------------------	-----

7 地域担当職員制度について	16P
----------------	-----

8 活動拠点について	16P
------------	-----

〈資料編〉

課題と解決策	資1—4
--------	------

川西市参画と協働のまちづくり推進会議 委員名簿

審議経過

第1章 計画策定にかかる基本的認識

川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下、「推進会議」という)では、計画策定にかかる基本的認識を次のとおりとし、議論を進めてきました。

1 計画の根拠

川西市では、平成22年6月に制定した川西市参画と協働のまちづくり推進条例において、市民公益活動への支援及び市民等との協働について、「市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする」と定めています。

そして、市長は、その実効性を担保するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施することとされています。

この趣旨に沿って、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するため、本計画を策定するものです。

「参画と協働のまちづくり推進条例」より抜粋

(市民公益活動への支援及び市民等との協働)

第12条 市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

(基本計画)

第13条 市長は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

(基本施策)

第14条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 参画と協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関すること。
- (2) 参画と協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び参画と協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関すること。
- (3) 市民公益活動及び協働の重要性についての認識を深めるための機会を確保すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

2 計画策定の時代背景

(1) 地域社会を取り巻く環境の変化

私たちを取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少による社会構造の変化、ひとり暮らし

しの高齢者、職に就かない・就けない若者の増加など大きく変化しています。

こうした状況を背景に、住民のニーズや地域の課題も多様で複雑なものとなり、安心して安全に暮らせる地域社会を行政だけで実現していくことはますます難しくなっています。

また、地域においては、自治会加入率の低迷・減少、コミュニティ活動における役員の負担感の増大やなり手の不足、行政の下請け感、また、地域における団塊の世代の活躍機会の確保などという様々な課題が出てきています。

(2) 「地域力」への期待

その一方で、子どもや高齢者の見守り活動、自主防災活動など、住民による自主的な取り組みが生まれ、地域の問題解決に大きな役割を果たしている地域も現れています。これからの地域社会では、「地域力」の重要性が改めて認識されつつあります。行政による公平・均一なサービス提供に加え、地域の特性や課題に応じた市民や事業者の取り組みが活発に行われることが、すべての市民の安心・安全な暮らしを支えることにつながります。

3 計画期間

本計画の計画期間は、第 5 次川西市総合計画の前期基本計画に合わせ、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とすることが望ましいと考えられます。

なお、社会・経済情勢や本市の状況の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うことが必要です。

第2章 計画策定にかかる基本的な考え方

1 3つの基本理念と目指す姿

参画と協働のまちづくりを推進するための基本理念については、条例の中で次の3つが示されています。

基本計画の策定にあたっては、次の基本理念を最大限尊重し、そして、まちづくりに関わるあらゆる人のつながりや絆を礎に、市民みんなでかけがえのない「ふるさと川西」をさらに住みよいまちにしていこうという条例の目的の実現に資するよう努める必要があります。

『公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと』

- ・・・まちづくりに関わる人が、パートナーとして相互に信頼し合うことは非常に大切です。また、多くの市民等に自主的・主体的に関わってもらうためには、それぞれの主体の事業に関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため、それぞれの活動に関し、目的や方法など情報を提供し合い、共有することが重要です。

『自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと』

- ・・・まちづくりに関わる人が、それぞれの持つ役割と責務を明確にして、抱えるそれぞれの課題・問題点に対し、自助・共助・公助の原則に基づき、それぞれの責任を理解して進めることが大切です。この考え方は、自助(個人や家族できることは個人又は家族で解決する)、共助(自助で解決できないときは、解決できる人や、地域や団体、市が協力して行う)、公助(自助、共助でもできないことは、行政(市・県・国の順)が主体となって行う)」という、問題をより身近なところで解決しようとするもので、「補完性の原理」といわれています。

『対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと』

- ・・・普段のコミュニケーションを円滑にし、まちづくりに関わる人がそれぞれ自立した存在として尊重し合うことが大切です。また、パートナーの立場や活用できる資源などの特性を相互に理解し、共通の目的や課題に対し協力しながら取り組むことが大切です。

第3章 川西市の現状と課題の認識

推進会議では、川西市における市民や事業者などによる公益的活動の現状や課題などについて、さまざまなデータをもとに議論を行いました。

基本計画の策定にあたっては、次のような現状と課題を十分認識し、それらに対応する施策の展開を検討してください。

なお、詳細については、18ページ以降の資料編に記載しています。

1 市民

推進会議では、「地域や行政に無関心な人が多い」、「地域参加へのきっかけがない」、「コミュニケーションを図る場が少ない」、「お互い様の精神、人情味が薄れてきた」、「ふるさと意識が少ない」、「新しく移ってきた住民が、地域に参加する意識がない」などの現状や課題が出されました。

しかし、一方、市民アンケートの結果では、地域のことに関心があると回答した人が、全体の85%(H22 数値)を占めています。また、自治会やコミュニティなど、地縁で結ばれた団体の活動に参加している、または、過去に参加したことがあるという人は、全体の56.6%(H23 数値、以下、同じ)を占めています。一方、ボランティア、NPO など志で結ばれた団体の活動に参加している、または参加したことがあるという人は、全体の16.3%となっています。なお、活動への参加意欲をみると、きっかけがあれば参加してみたいと思っている人が、地縁団体の活動では28.1%、志縁団体の活動では50.0%と、特に自身の特技を生かした社会貢献活動をしたいと考えている人が多いことが窺えます。

2 市民公益活動団体

市民公益活動団体は、その成り立ちや目的などから地縁団体と志縁団体に大別できます。

自治会、コミュニティ推進（連絡）協議会、地区福祉委員会などの地縁団体は、自治会加入率の低下や役員のなり手不足、行政からの下請け感などの課題を抱えており、また、ボランティアやNPO 法人などの志縁団体は、活動基盤（資金、人材、拠点）の弱さやNPO 法人に対する認知度の低さなどの課題を抱えています。

さらに、市民公益活動団体に共通する課題として、担い手の高齢化・固定化、財源や拠点不足、情報収集・発信力の弱さ、他団体等との連携・協力関係の希薄さなどが挙げられます。

3 事業者

市内には、さまざまな職種の事業者が活動しています。また、事業者を中心に構成された

諸団体があります。

これまでも、事業者は様々なイベントの企画運営などを通じ地域の活性化に取り組んできましたが、営利のみを目的とするのではなく、地域貢献という立場で地域住民と課題解決に向けて取り組むという関係は希薄でした。

しかし、現在、事業者が、市民と共に活動できる場や機会を持とうとする地域貢献の動きが盛んになってきています。

事業者は、地域間のネットワークを備え持っています。地域での主体の一つであるとともに、志縁団体と同様、地域と地域をつなぎ、市域全体の地域活性化のけん引役としての役割がさらに求められています。

4 市

参画と協働のまちづくりの推進に関して、市の果たすべき役割は非常に重要となります。

しかしながら、職員の参画や協働に対する意識が低い、縦割り組織の弊害、市民公益活動に対する支援策が不十分である、公平性・中立性が多様性を抑えてしまっているなどの課題が指摘されています。また、平成 23 年度に実施した職員アンケートの結果からは、46.6%の職員が、仕事を進めるうえで「参画と協働」を意識していますが、53.4%の職員は意識していないという結果が出ています。意識していない理由としては、その半数近い職員が「手法やプロセスがわからない」と回答しています。

さらに、「参画と協働のまちづくり」が必要だと答えた職員に、それを推進する上で必要なことを尋ねたところ、「市民と行政が情報を共有できる仕組みづくり」という回答が 45%と半数近くを占めています。また、仕事を進める上での、市民公益活動団体との関わりを調査した結果、49.8%の職員が「関わりがある」と回答しており、その相手方は、自治会 39%、コミュニティ 30.7 % 、ボランティア 17.1%、NPO 9.7%という結果になっています。

第4章 基本施策の展開について

川西市参画と協働のまちづくり推進条例第14条では、市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、情報共有、担い手、意識啓発などについての施策を講じなければならないとされています。

「参画と協働のまちづくり推進条例」より抜粋

(基本施策)

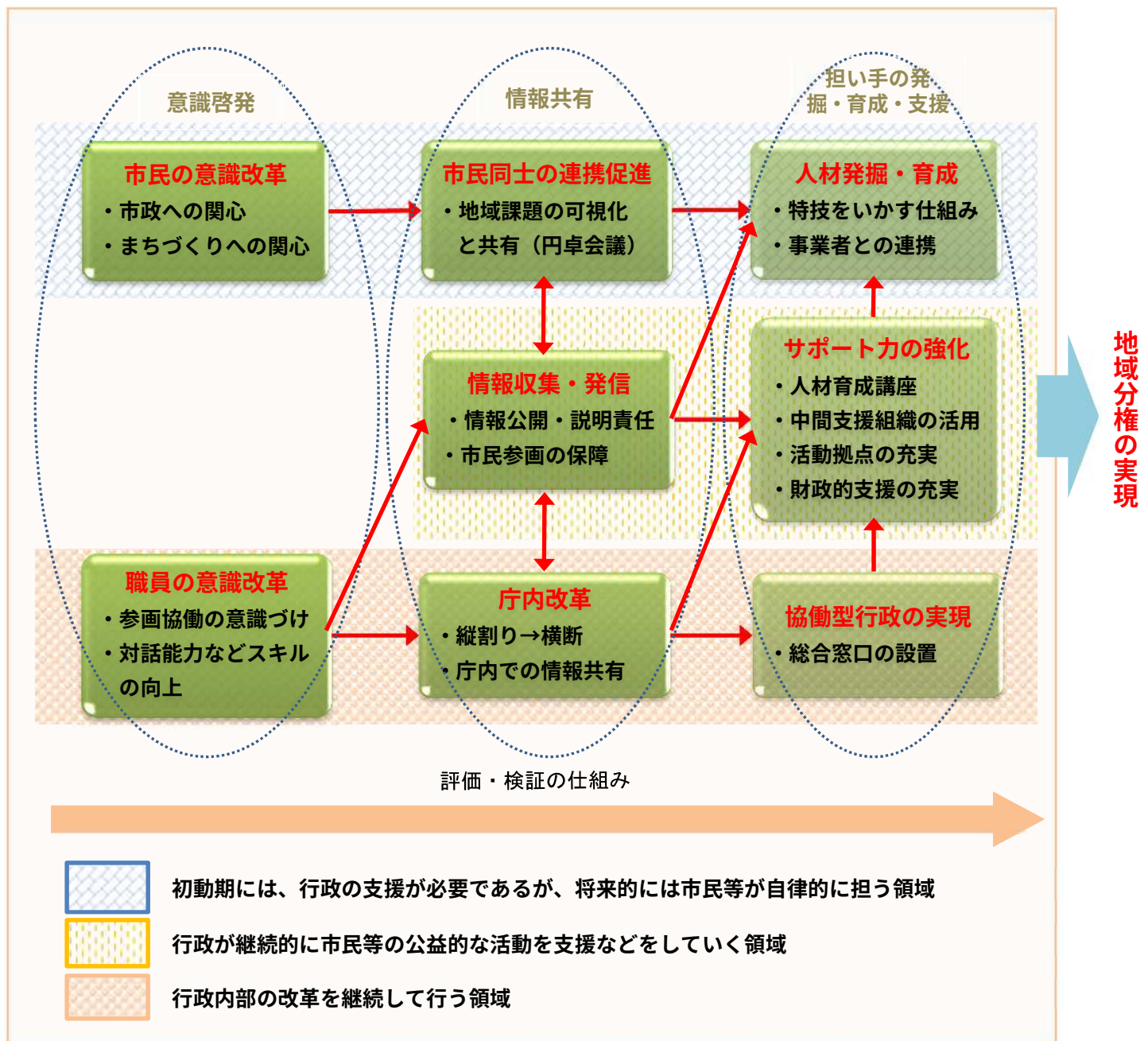
第14条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 参画と協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関すること。
- (2) 参画と協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び参画と協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関すること。
- (3) 市民公益活動及び協働の重要性についての認識を深めるための機会を確保すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

計画の策定にあたっては、第3章で述べた現状と課題を十分に踏まえつつ、第14条の規定に基づく施策を展開するよう望みます。

また、参画と協働のまちづくりにかかる施策の展開にあたっては、全市一斉にというものだけでなく、地域の特性を踏まえ、多様性を生かすということが重要な柱となります。

この計画は、市民等の公益的な活動に対する支援策や市民等との協働を推進するための施策を記すものですが、全体の構図のイメージは下図のとおりです。



以下、それぞれの施策ごとの基本的な推進項目と考え方を述べます。（１）から（３）の施策は互いに連動していますが、参画と協働のまちづくりを推進する基盤となるのは、市職員と市民の意識改革であると考えます。参画と協働のまちづくりに関わる主体それぞれが、その重要性を認識した上で、情報の収集・発信を行うことが求められています。特に行政側の情報公開や説明責任、市民参画の保障は欠かせません。

このような意識改革があって、市民同士の連携や庁内改革、市民と行政との情報共有や市民参画が進み、その進捗に応じて人材の発掘や育成、また活動に対する支援が進むと考えられます。具体的な施策展開の中で、さらに意識改革や、より良いかたちで連携・協働するための模

索が行われるため、常に評価や検証が必要です。

また、この計画における各施策については、5年後のあるべき姿を見据え、「きっかけづくり」→「質を高める」→「活動をつなぐ」など、市民の活動の段階に合わせた施策展開となるよう望みます。

1 推進項目について

(1) 情報共有の仕組みづくり

情報の共有は、課題の発見、協働のパートナーを見つけ出すこと、相手との信頼関係を築くこと、目的を共有し互いの役割を知ること、お互いを補い協力・連携することなどに必要で、非常に大切な要素となります。

-
- ① 多様な媒体による情報提供とネットワーク化
 - ② 市民公益活動に関する情報提供の充実
 - ③ 多様な主体の情報が交流する場の充実
-

(2) 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり

多くの団体が直面している課題として、『担い手』の問題があります。「参加する人が固定化している」、「会員の確保が難しい」、「参加する意欲があっても参加の仕方が分からない」などといった声が多く聞かれます。

今後、様々な市民公益活動を活性化させるためには、「担い手づくり」が非常に重要となります。

さらに、必要とされる活動が持続し、課題に応じて発展・展開していけるように支援を充実しなければなりません。さまざまな支援策は、活動拠点や財政面だけにとどまらず、団体間などをつなぐネットワークの形成など多岐にわたります。

-
- ① 担い手の発掘・育成の充実
 - ② 財政的支援の充実
 - ③ 活動拠点の充実
 - ④ 中間支援機能の充実
-

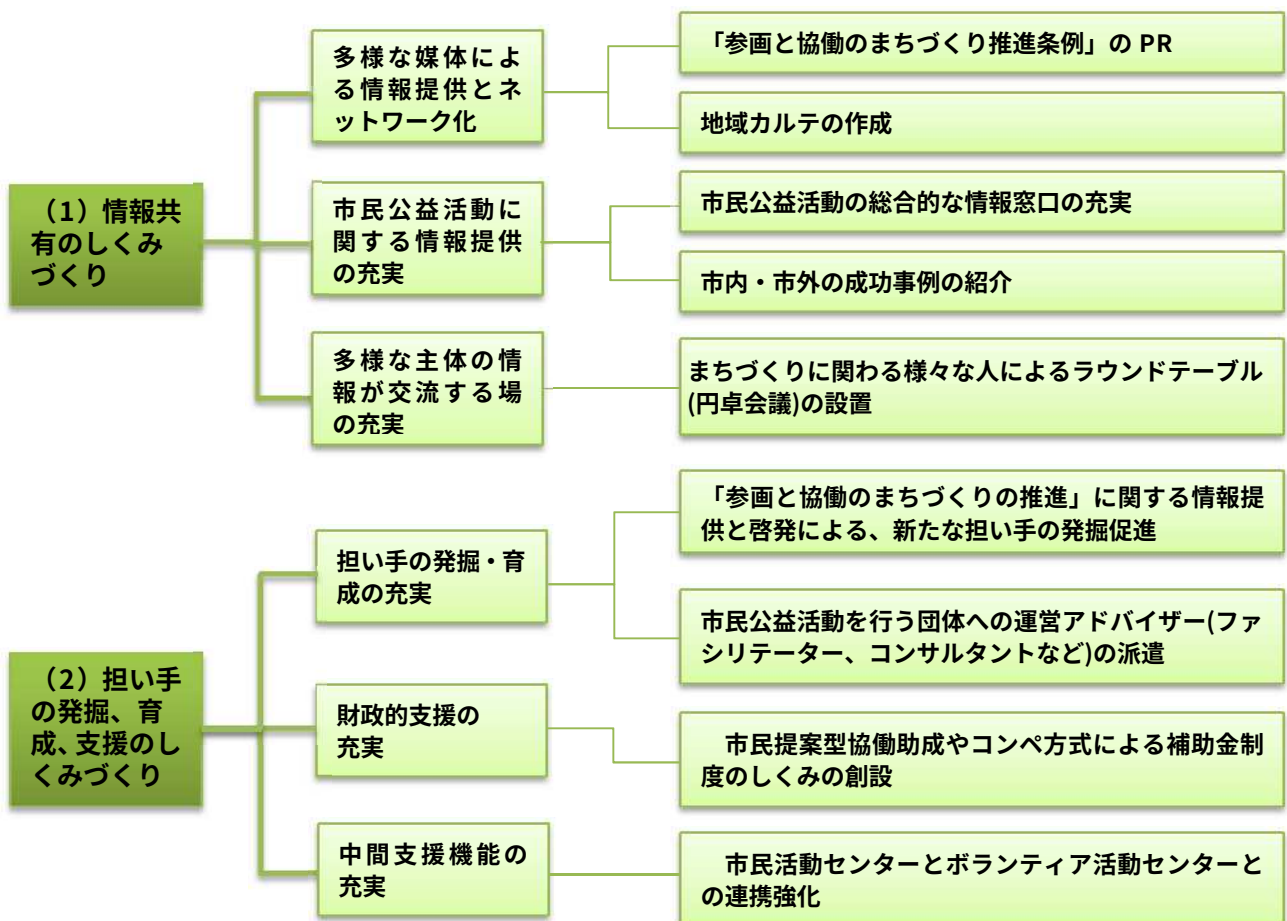
(3) 意識啓発の仕組みづくり

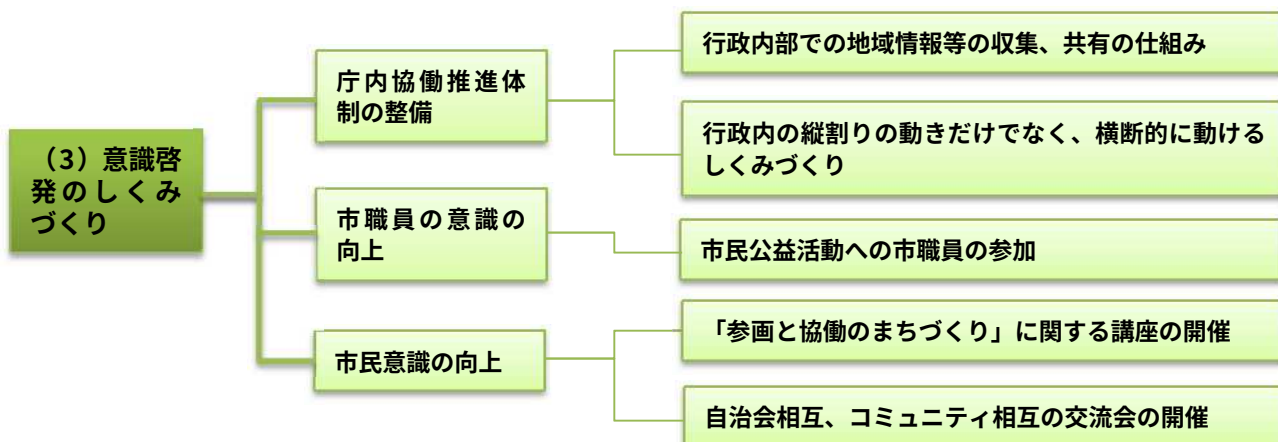
市民公益活動及び協働を進めるためには、まずは、市の職員や市民がその重要性についての認識を深め、そして市民公益活動への関心を高め、さらに実践に結びつけるための施策が必要です。また、参加を促進するための環境やきっかけも重要です。

-
- ① 庁内協働推進体制の整備
 - ② 市職員の意識の向上
 - ③ 市民意識の向上
 - ④ 参加に向けてのきっかけづくり
-

2 パイロット事業について

これまでの推進会議の議論などでも、多種多様な提案がなされてきましたが、参画と協働のまちづくりを推進するに当たり、まず、優先的に進めていくべき項目を次のとおり提案します。





(1) 地域カルテの作成

現状においては、地域の情報が、そこに暮らす人々の間で必ずしも共有できていないと言わざるを得ません。

そしてそのことが、地域における課題の共有化やその解決に向けた組織的な取り組みを阻害している一因であるといえるのではないのでしょうか。

そこで、例えば、世代別人口や犯罪発生件数、選挙の投票率、地域資源等、地域の基礎データに、こどもの遊び場や歩いていて危険な個所、美しい街並み、お店の分布、イベントの情報など、住民が収集・作成した情報を重ねた「地域カルテ」の作成を提案します。

作成にあたって、まず行政の取り組みとしては、「行政内部での地域情報等の収集と共有の仕組み」を整えることが必要です。また、その情報を市民に伝えるための総合窓口を設置すると同時に、庁内横断的に動ける仕組みも必要になるでしょう。行政内部で持っている情報をきちんとパッケージ化して地域に届けることで、市民と行政の情報の共有化と相互理解が進みます。

一方、市民の取り組みとしては、「自治会相互、コミュニティ相互の見学会」などを行い、今よりもっと、他地域のことをお互いに知ることが求められます。地域を越えた交流や進んだ取り組みをしている自治会等との交流は、さらに効果が上がると考えます。また、「地縁団体と志縁団体との連絡会」を開催し、それぞれの活動分野をマッピングし、活動が重なる分野と欠落している分野を整理することが必要です。こうした過程を通じて、お互いの理解を深めていくことも期待できます。

さらに、「地域カルテの作成」という取り組みを通して、例えば、地図に詳しい人、コンピューターに詳しい人、見せ方を工夫できる人、統計データに詳しい人などの新しい人材の発掘にもつながるでしょう。

(2) ラウンドテーブルの開催

多様な主体の情報が交流する場として、ラウンドテーブルの開催が有効であると考えま

す。

ラウンドテーブルとは、参加者の自主性と対等性を尊重し、原則として出入り自由で行う協議の場であり、物事を決める場ではありません。このような自由な雰囲気の設定することで、自由な意見交換を誘発し、参加者が自発的に協力・連携体制を築いていくことが各地の事例で実証されています。

全くテーマを設定せず、井戸端会議風に話し合う方法もあれば、「子育て支援」や「防犯」、「地域の緑化」、「高齢者の生きがいづくり」など特定のテーマを設け、そのテーマに関心がある人を募るという方法もあるでしょう。

参加者を広く募集することで、これまで地域活動に参加したことがない人たちも参加する可能性が高まるという利点があるなど、コミュニケーション拡大の場であると同時に、新たな人材発掘の場にもなるでしょう。

なお、(1)で記した「地域カルテ」は、地域でラウンドテーブルを開催する際の基礎情報にもなるでしょう。

地域ごとに、地域カルテの情報をもとに、そこに暮らす住民の皆さんが集まり、自由に情報交換や意見交換をする場をつくることで、そこから地域の将来像が見えてくると同時に、住民の皆さんが主体的に地域づくりを進める気運が高まるものと考えられます。

また、市の職員もこういった場に参加することにより、地域の実情を知ることができ、参画と協働のまちづくりについての理解が深まるものと考えます。

(3) 市民協働提案事業の創設

市民公益活動の支援策として、市民協働提案事業の創設が求められます。

この制度は、自治会、コミュニティ、地区福祉委員会などの地縁団体やボランティア、NPOなどの志縁団体、また、事業者などが、地域における「つながり」や「絆」を礎とし、あらゆる世代が住みやすい地域づくりに向け、川西市の人、文化、自然、歴史などの地域資源を活用して行う公共的、公益的な事業提案に対し、行政が助成金をはじめとした支援を行うことを目的としたものです。

この制度の活用により、地域づくりを行う多様な担い手を育成するとともに、市民活動団体などが持つ先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした、地域活動団体との協働による新たな事業展開も期待できます。

実際に、昨年度、市で開催された概ね小学校区単位での地域別懇談会でも、まちの美化や公園の活用、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、ボランティアやNPOとの協働による事業の拡充やコミュニティ・ビジネス化への提案等がされています。このように、様々な分野での多様な主体との協働を通じて、地域における雇用の創出

やヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環による地域の活性化に寄与するものと考えられます。

(4) 市民活動センターとボランティア活動センターの連携強化

第2回の推進会議において、市民活動センターとボランティア活動センターの業務内容や抱えている課題などについての説明がありました。

市民活動センターは、川西市が設置するもので、その設置目的は、「市民が自主的かつ相互に協働して、不特定多数の市民の利益を主たる目的として行う非営利の社会貢献活動を促進するため」となっています。

一方、ボランティア活動センターは、(社)川西市社会福祉協議会が設置するもので、その設置目的は、「地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに組織的なボランティア活動の育成援助等を行い、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。」となっています。

近年では、市民公益活動は多様な広がりを見せ、また、地域社会の抱える課題も多様化、複雑化しています。そのため、ボランティア活動センターの果たす役割は、従来の福祉的分野のボランティア活動に留まらず、様々な分野の市民公益活動との連携が求められています。

また、市民の側からも、「市民活動センターとボランティア活動センターの役割分担が分からない」という声も聞かれるところです。

今後、それぞれの果たす中間支援機能がますます重要となるのは明らかなですが、これまで以上にお互いが連携し合うことで、相乗効果が生まれ、市民公益活動の活性化につながるでしょう。

第5章 参画と協働のまちづくりにかかる取組状況の評価・検証

本計画を推進し、その進捗状況を市民と協働で評価・検証していくことは、参画と協働のまちづくりを推進するためには欠かすことのできないものです。

以下、評価・検証のあるべき姿について述べます。

- 個々の事業・取り組みの進み具合により、基本施策がどれだけ実現されたかを測るため、それぞれの事業・取り組みに対する数値目標を掲げることが望ましいと考えられます。
- また、個々の事業のうち重点的に進める事業や全体として参画と協働のまちづくりが進んでいるかどうかの評価については、適切な事業を選択し、その参加人数の積み上げにより市民がどれくらい参加したかを把握する方法や、市民の満足度をアンケートで把握すること、また、市民や職員にアンケート調査を実施し、参画と協働のまちづくりに関する意識を測ることも重要です。
- 一方、参画と協働のまちづくりを進める大きな要因のひとつとして、厳しい財政状況が挙げられますが、参画と協働のまちづくりの第一の目的はコスト削減ではありません。しかし、取り組んだ結果として、行政コストの削減につながるという意味で削減額について数値を把握することは必要であると考えられます。
- 評価・検証の結果として、事業・取り組みの実施を主管課だけで行うのではなく、組織間で連携して進めた方が効率的・効果的であることが明らかになると考えられます。そのような事業等については、統合し効率的・効果的な進め方をしてください。

第6章 地域分権制度の構築に向けて

推進会議では、これまで「参画と協働のまちづくり」についての議論を進めてきたところですが、地域課題を解決するためには住民自治の強化が不可欠であることは、私たち委員の共通の認識としてありました。

折しも、現在、川西市では、これまで行政が主導して担ってきた地域の課題に対し、地域住民自らが、その解決にあたるため、一定の権限や財源を地域へ移譲する地域分権制度の構築に向けた検討が進められています。推進会議としても、市のこうした取り組みは、住民自治を強化し、「参画と協働のまちづくり」を進める上において、極めて有効な手段の一つであるとの認識から、積極的な意見交換を行いました。その結果、制度の構築に向けて留意していただきたい8つのポイントをここに挙げるものです。

1 地域分権制度検討にあたっての基本的姿勢について

今後の地域自治システムを考えるうえでは、行政は「全市一律」にこだわらず、それぞれの地域にあったメニューを許容するという姿勢が重要になります。

また、多様な主体が一緒になって、地域が5年後、10年後にどうあるべきなのかということを見据えて、議論を進めていく必要があります。

なお、この場合の「地域」とは、概ね小学校区単位を意味しています。

2 地域自治における組織・担い手について

これまでの推進会議での議論や行政からの報告、また、地域別懇談会の報告書から、自治会の規模やコミュニティ推進（連絡）協議会の成り立ちや構成、そして、各種団体との関係性などの現状について、地域によって様々であることが見えてきました。

また、福祉部門においては、地域ごとに地区福祉委員会の活動として、福祉デザインひろばづくり事業の展開など、既に「参画と協働のまちづくり」の1つの形が始まっています。

一方、住民にとって最も身近な組織である自治会については、高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会加入率の低下に歯止めがかからない状況となり、それに伴い、自治会を核とした、地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会の活動にも少なからず影響が出てきています。

こうしたことから、地域自治システムを考えるにあたっては、歴史ある既存の活動の良い部分を十分に生かしていくとともに、自治会、コミュニティ推進（連絡）協議会、地区福祉委員会などの関係性を改めて見直し、地域の実情に合った多様なパターンを想定することが重要です。

また、現在、地域においては、地域組織と事業者やNPOなど、多様な主体による協働の

まちづくりのスタイルが確立できていない状況にあります。今後、地域自治を進めるにあたっては、これら地域に関わる様々な活動主体が相互に、その地域活動を支える一員だという意識をさらに強め、共に地域課題の解決にあたること、そして、特に事業者やNPOならではのネットワーク力を発揮することが求められます。

3 地域分権制度の受け皿組織について

川西市では、昭和50年代からコミュニティづくりを進めており、自治会を核とした地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会が、概ね小学校区単位で結成され、1つの小学校区を除いた13の地域のコミュニティ推進（連絡）協議会で、地域の特色を生かした活発な活動が展開されています。

振り返れば、当初に示されたコミュニティ行政を推進するにあたっての基本的な考え方や目指すべき方向性は、今日的にもなお有効であり、各地域におけるコミュニティ組織が、その目的を果たしうる組織として機能しているならば、現在進めようとしている地域分権の受け皿組織としての役割を十分に担うことができるものと考えます。

しかしながら、地域によっては、組織運営等に様々な課題を抱えている実態もあることから、地域の実情に応じた受け皿づくりを進めることが必要です。また、その受け皿組織を、誰がどのように認定するのか、どのような権限を移譲するのかについて、その基本的な部分を示すことが必要です。

4 合意形成と責任について

地域自治の仕組みの中で一番大事なものは、合意形成の仕組みであると考えます。

公金を使って事業をする場合、地域の中で合意が図られ、誰もが納得する公共的な目的がなければなりません。

自治会は、地域自治組織の「核」になることは言うまでもありませんが、非自治会員をはじめ、1人でも多くの地域住民をどう巻き込んでいくのか、また、詳細については役員会で決めるとしても、お金の使い方や地域の中の優先メニュー付けといった基本的な部分については、例えば住民総会を開いて意見を吸い上げるなど、合意形成の仕組みを作ることは不可欠であり、条例などでしっかりと担保する必要があります。

また、地域住民の合意のもとで行った事業については、その分の責任は自分たちで負わなければいけないという自覚を持つことが必要です。

5 地域情報の共有について

地域自治を進めるうえでは、地域情報の共有が不可欠になります。

そのため、第4章2－（１）、（２）で提案した「地域カルテの作成」や「ラウンドテーブル」の開催が必要となります。

行政は、コーディネータとしての役割をしっかりと発揮し、これら仕組みの実現に努めてください。

6 地域分権にかかる権限や財源について

これまでの補助金の多くは、市役所の各課が、それぞれの行政目的の実現に向けて、縦割りで支出する形になっており、地域の住民にとっては事務作業が煩雑になっています。また、類似した仕事を複数の部署からの補助金で実施しなければならないケースもあるなど、使いづらく、かつ非効率なものになっていることが想定されます。

地域分権を進めるためには、権限と財源が必要になりますが、何の仕組みも無しにこれらに移譲するということはあってはならないことであり、これらを受け取る地域においては、地域のありたい姿の実現に向けて、必要となる事柄を整理した、地域住民の合意を前提とした計画を策定し、これに基づいて権限や財源を移譲するというイメージで捉える必要があります。

そのため、まずは、行政のどの部門からどんなお金が地域に支出されているかを一覧表にし、これらの関係や地域で行われている活動の実態を把握することが必要です。

また、地域に移譲された財源は、繰越しや人件費の充当が可能か否かということは、地域にとって非常に大きな問題になりますので、地域自治を進めるうえで使いやすい資金運用のあり方についても、十分に市民の皆さんとの意見交換をしなければなりません。

さらに、補助金の検証だけではなく、現在は行政が直接的に行っているサービスであっても、地域・行政双方が、地域で担う方が望ましいと判断される場合は、可能な限り地域が主体となった取り組みができるよう配慮する必要があります。

7 地域担当職員制度について

地域と行政を結ぶ地域担当職員は、単に地域課題を行政に伝えるだけではなく、先述した地域カルテの作成やラウンドテーブルの開催を支援するとともに、協働の取り組みを進めるにあたっての課題提起も積極的に行うことが求められます。

この点については、今後、市民の皆さんや職員の皆さんの意見を十分に聞きながら、地域とともに地域づくりを進めていくという強い意志を持って、制度の構築に努めてください。

また、地域担当職員同士の情報共有や、それらの情報を活用する仕組みの検討も必要になりますので、庁内においても十分に調整してください。

8 地域自治における活動拠点について

現在、活動している地域団体の中には、活動拠点が確保できていないところもあります。

地域活動の事務局として使用できるような場所も必要となりますが、その管理や運営も含め、地域の実情に応じて、どのような拠点が必要なのかということを十分に議論し、地域住民の合意を得て選択する必要があると考えます。

その際には、新たに施設を整備するのではなく、用途は異なっているとしても、機能が果たせる施設が存在するならば、その有効活用を図ることを第一義に考える必要があります。

資料編

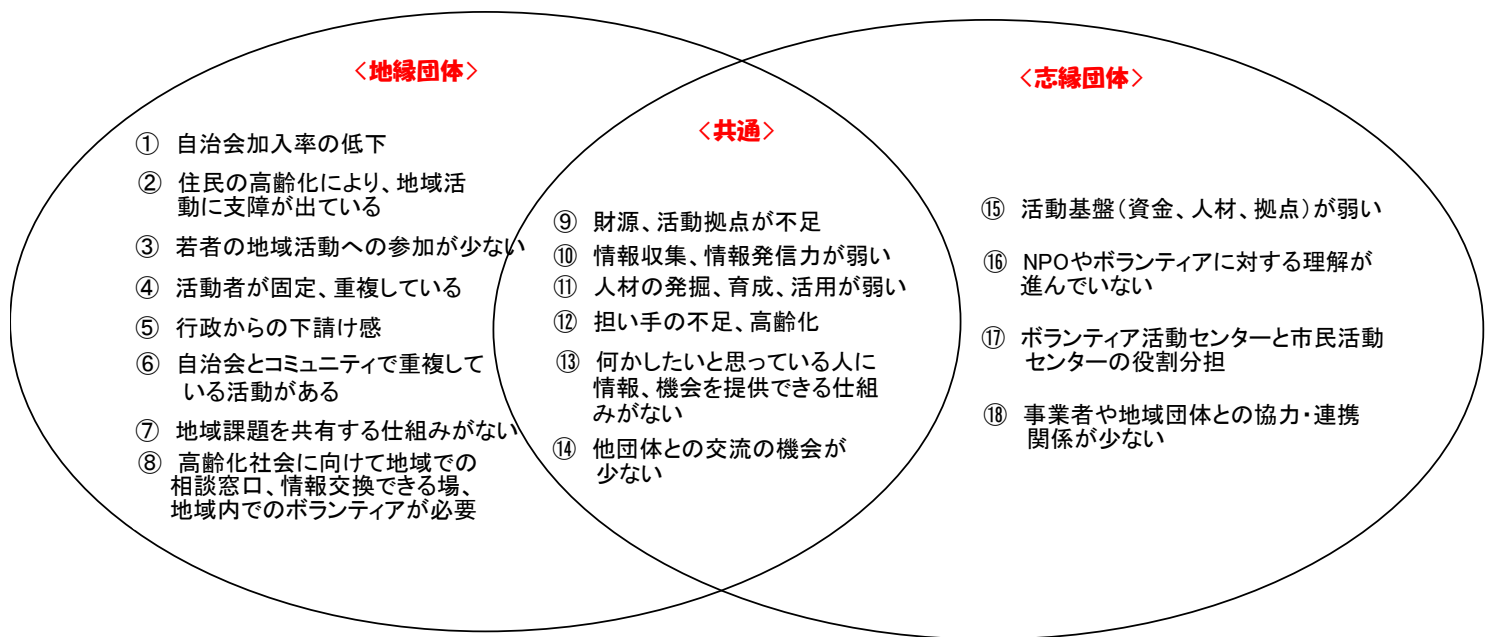
〈課題と解決策〉

課題(主体別)

＜市民＞

- ① 地域や行政に無関心な人(寝に帰るだけの人)が多い
- ② 地域参加へのきっかけがない
- ③ コミュニケーションを図る場が少ない
- ④ お互い様の精神、人情味が薄れてきた
- ⑤ ふるさと意識が少ない
- ⑥ 新しく移ってきた住民が、地域に参加する意識がない

＜市民公益活動団体＞



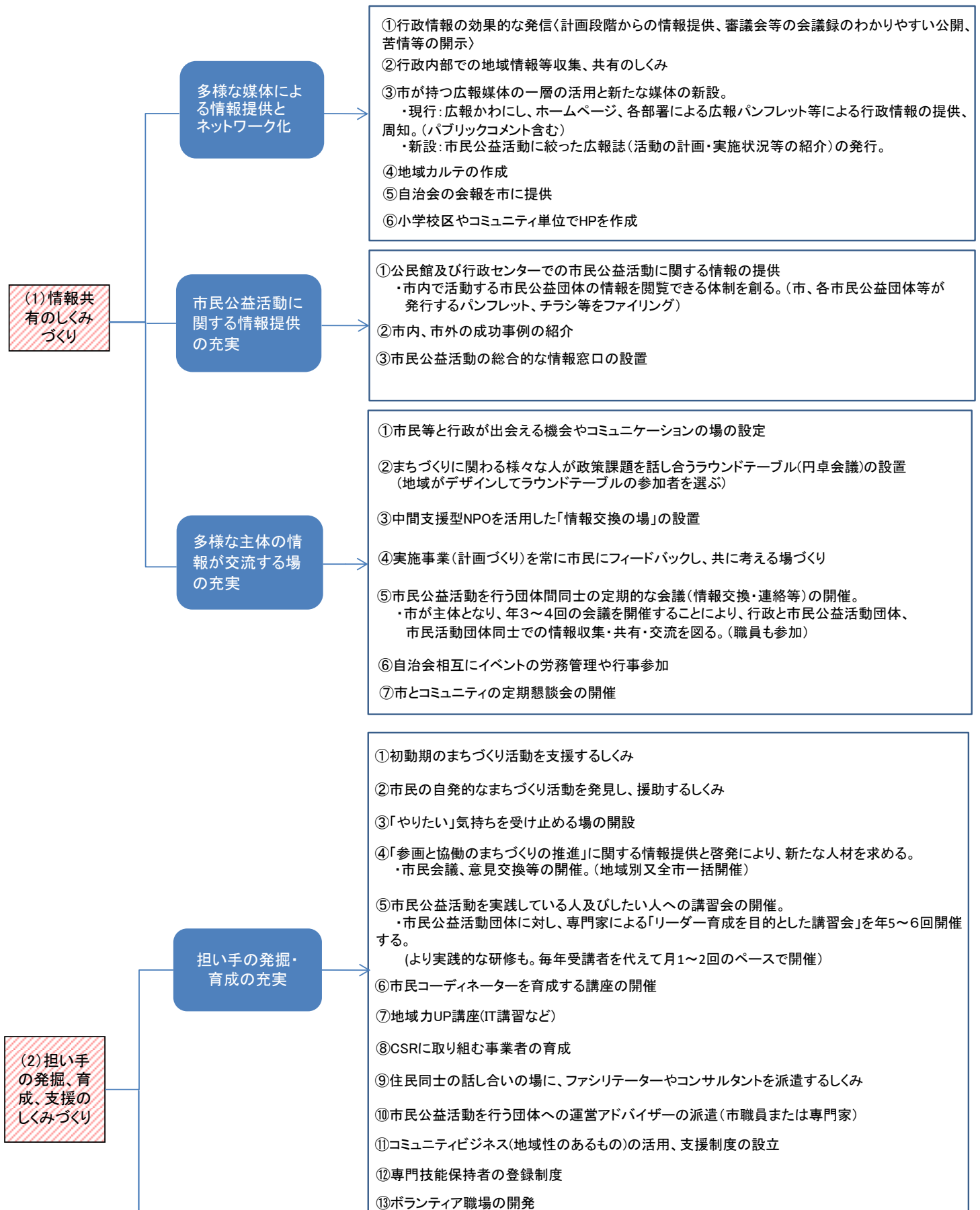
＜事業者＞

- ① まちづくりへの取り組みが少ない
- ② イベントへの市民参加が少ない
- ③ 事業者の域を超えられないジレンマ
- ④ まちを元気にするためのリーダーシップをもっと発揮すべき
- ⑤ 市民と交流する機会が少ない

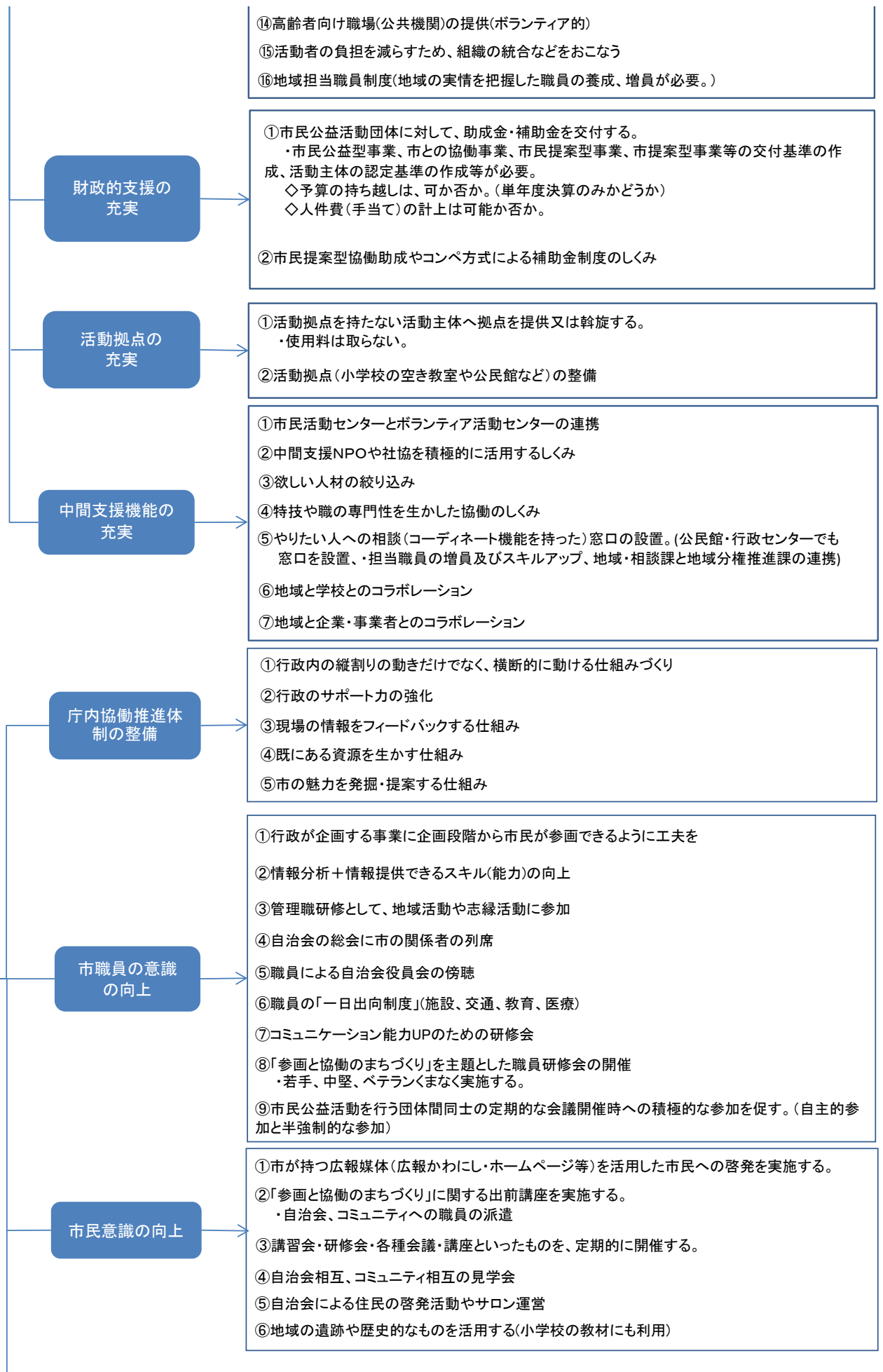
＜市＞

- ① 職員の参画・協働に対する意識が低い
- ② 情報提供不足
- ③ 縦割り組織による弊害
- ④ 補助金等の見直し、統合
- ⑤ 自治会加入率を上げるような支援が薄い
- ⑥ 自治会同士の交流を促進する施策がない
- ⑦ 公平性・中立性が多様性を抑えてしまっている
- ⑧ つなぐ役割意識の欠如

解決策



(3)意識
啓発のしく
みづくり



参加に向けての
きっかけづくり

- ①市民対象の定期的な講習会及び研修会の開催。
- ・広く市民等が「参画と協働」の重要性を認識できるような講習会・研修会を開催する。
- 啓発活動の一環としても必要。

川西市参画と協働のまちづくり推進会議 委員名簿

氏名	所属・職	区分	備考
相川 康子	(特活)NPO政策研究所 専務理事	学識経験者	
岩崎 恭典	四日市大学 総合政策学部 教授	学識経験者	会長
荻田 雅仁	川西市商工会 理事	事業者	
荻本 文人	社会福祉法人川西市社会福祉協議会ボランティア活動センター 所長	市民公益活動団体	
奥村 勇	清和台地区福祉委員会	市民公益活動団体	
岸本 文彦	川西市コミュニティ協議会連合会 理事	市民公益活動団体	
佐伯 行昭		公募市民	
高木 冷子	(特活)地域活動ステーションぬくもりの家 代表理事	市民公益活動団体	
土肥 千生子	川西市コミュニティ協議会連合会 理事	市民公益活動団体	副会長

〈平成24年10月10日現在〉

委員:9人 敬称略 五十音順

●委員の異動

平成24年3月19日 佐島 由紀子(市民公益活動団体) 解職

平成24年5月25日 高木 冷子(市民公益活動団体) 委嘱

平成24年6月15日 高畑 勝治(市民公益活動団体) 解職

平成24年6月16日 岸本 文彦(市民公益活動団体) 委嘱

平成24年9月4日 磯部 裕子(公募市民) 解職

【審議経過】

	開催日	内容
第1回	平成22年12月22日	○委嘱状の交付 ○委員の自己紹介 ○推進会議への諮問 ○今後のスケジュールの確認
第2回	平成23年2月3日	○職員アンケートの結果の報告について ○協働のまちづくりワークショップについて ○川西市の自治会の現状について ○川西市の市民活動の現状について ○川西市のコミュニティの現状について ○川西市のボランティアの課題・現状
第3回	平成23年3月25日	○市民活動センターについて ○市民活動センターとボランティア活動センターの連携について
第4回	平成23年5月27日	○現状における主な地域団体等の関係イメージについて ○地域活動団体支援等の状況について ○まちづくりの主体別に見た現状・課題の整理について
第5回	平成23年7月8日	○基本計画(案)のイメージについて
第6回	平成23年9月9日	○基本的施策の方向性について
第7回	平成23年11月1日	○平成22年度参画と協働のまちづくりの取組状況について ○基本的施策の方向性について
第8回	平成24年1月16日	○基本計画の策定にかかる提言(中間とりまとめ案)について
第9回	平成24年3月19日	○基本計画の策定にかかる提言(中間とりまとめ)
第10回	平成24年5月25日	○パイロット事業について
第11回	平成24年7月5日	○地域分権制度にかかる基本的な方向性について
第12回	平成24年9月4日	○答申案について